

## 【議事録】 第 264 回大阪海区漁業調整委員会

1. 開催日時	令和7年（2025年）2月14日（金曜日） 午後3時から午後4時10分まで
2. 場 所	大阪府咲洲庁舎 23階 海区委員会室
3. 出席委員	今井 一郎、岡 修、奥 浩幸、津本 芳孝、 田中 映治、樋口 正明、合田 進、村上 知子、 鍋島 靖信（専門委員）
4. 府関係者	山脇 敏広、福原 敬介、 山本 圭吾（水産技術センター）、木村 祐貴（水産技術センター）
5. 事務局	大道 斉、久保 佳洋、池田 栄太郎
6. 議事事項	<p>(1) 漁業許可の公示</p> <p>(2) 大阪府漁業調整規則の一部改正（案）</p> <p>(3) その他</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 刺網等漁業に係る委員会指示の検討</li> <li>2. 漁業権の変更希望</li> <li>3. 豊かな海づくりプランの策定</li> <li>4. 大阪府における2025年漁期のイカナゴ調査結果</li> </ol>
7. 議事概要 事務局 (大道書記長)	<p>定刻となりましたので、ただ今から第264回大阪海区漁業調整委員会の開催をお願いしたいと思いますが、その前に事務局から注意事項等を説明させていただきます。</p> <p>本日は、多田委員と常松委員が欠席となっております。結果、委員8名に出席いただいておりますので、漁業法第145条に基づき、本日の委員会が有効に成立していることをご報告いたします。</p> <p>朝倉水産課長は別の業務のため、本日欠席でございます。</p> <p>それでは、本日ご審議いただきます議題は、お手元の次第にありますとおり、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「漁業許可の公示」</li> <li>・「大阪府漁業調整規則の一部改正（案）」</li> </ul> <p>の2件でございます。</p> <p>それでは、今井会長、議事の進行、よろしくお願いいたします。</p>

<p>今井会長</p>	<p>只今から、第 264 回大阪海区漁業調整委員会を開催いたします。 はじめに、議事に入る前に、議事録署名人を、大阪海区漁業調整委員会規程第 9 条第 2 項の規定に基づき私から指名させていただきます。</p> <p>議事録署名人につきましては、樋口委員と奥委員にお願いします。</p> <p>それでは、議事に入ります。</p> <p>議題 1、「漁業許可の公示」について、水産課から説明をお願いします。</p>
<p>水産課 (池田副主査)</p>	<p>大阪府水産課の池田でございます。よろしくお願いたします。 漁業許可の公示に関して、ご説明させていただきます。</p> <p>まず、お手元の黄色いファイル「法令集」をご準備ください。右端のインデックスの上から 5 つ目の大阪府漁業調整規則をお開きください。2 ページ目の下部の第 11 条が根拠条文となります。</p> <p>本条第 1 項では、知事は、漁業の新規許可をしようとするときは、同条第 1 項各号に掲げる事項に関する制限措置を定め、その内容及び申請すべき期間を公示しなければならないと定められております。</p> <p>また、次ページにあります、同条第 3 項により、制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとするときは、海区漁業調整委員会の意見を聴かななければならないと定められており、以上が今回の諮問の根拠となります。</p> <p>それでは、参考資料 1 - 1 をご確認ください。諮問文のとおり、前回の 12 月 11 日の第 263 回の委員会以降の新規要望について、諮問させていただきます。</p> <p>1 枚めくっていただいて、海区委員会資料 1 をご覧ください。表にあります通り、刺網漁業で 1 件、たこつぼ漁業で 1 件、あなごかご漁業で 1 件、ひきなわ漁業で 9 件の新規許可の要望が出ております。</p> <p>漁協からの新規要望の内訳については、参考資料 1 - 2 に掲載しております。刺網漁業とあなごかご漁業は下荘漁協から、たこつ</p>

<p>水産課 (池田副主査)</p>	<p>ぼ漁業は深日漁協から、 ひきなわ漁業は忠岡漁協と岡田浦漁協、下荘漁協から要望が出てきています。 刺網漁業については、緊急措置として新規の公示については停止しているところですが、共同漁業権区域内での操業については、緊急措置の対象外としていることから、今回新規での公示を行っている次第です。 申請すべき期間については、許認可方針通り刺網漁業で1カ月間、その他の漁業で2カ月間としております。 説明については以上です。</p>
<p>今井会長</p>	<p>ありがとうございます。 ただ今の水産課の説明について、何かご意見・ご質問はございませんでしょうか。</p>
<p>各委員</p>	<p>(質疑等なし)</p>
<p>今井会長</p>	<p>特にご質問等が無いようですので、本議題については、水産課の案のとおり承認することとしてよろしいでしょうか。</p>
<p>各委員</p>	<p>(異議なし)</p>
<p>今井会長</p>	<p>ありがとうございます。 それでは、水産課の案のとおり承認することとします。 事務局から答申案をお願いします。</p>
<p>事務局 (大道書記長)</p>	<p>(答申案読み上げ)</p>
<p>今井会長</p>	<p>ただ今の答申案について、何かございませんでしょうか。</p>
<p>各委員</p>	<p>(異議なし)</p>

<p>今井会長</p>	<p>ご異議がないようですので、事務局で答申の手続きをお願いします。</p> <p>それでは、次の議題に入ります。</p> <p>議題2、「大阪府漁業調整規則の一部改正（案）」について、水産課から説明をお願いします。</p>
<p>水産課 (池田副主査)</p>	<p>大阪府水産課の池田です。よろしくお願いいたします。</p> <p>昨年9月の本委員会で、当課から概略を説明いたしました、大阪府漁業調整規則の一部改正案について、この間（かん）、パブリックコメントや関係機関との協議等を行い、いずれも改正に異論はないとのことでしたので、本日は、改正案を正式に諮問させていただきます。</p> <p>まず、諮問の根拠につきまして、お手元の黄色いファイル「法令集」をご準備ください。右端のインデックスの上から1つ目の漁業法をお開きください。18 ページの上部の第 57 条第 5 項が根拠条文となります。</p> <p>本項に、知事は、第一項の規則を制定し、又は改廃しようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならないと定められております。</p> <p>また、お手元のファイルには挟んでおりませんが、水産資源保護法第 4 条第 7 項においても同じように、知事は、規則を制定し、又は改廃しようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならないと定められております。</p> <p>以上が今回の諮問の根拠となります。</p> <p>続きまして、改正の概要につきましては、2 枚めくっていただいて、参考資料 2 をご覧ください。</p> <p>改正の概要としまして、1 つ目が、衛星船位測定送信機等の備付け命令である第 45 条に対するものです。こちらは、外洋で漁業を行う者に対する衛星船位測定送信機の備え付けに関して記載されています。今般、備付をした電子機器を故意に破壊する者が見受けられるため、電子機器の機能を損なう行為をしてはならないという文言を追加するものです。</p> <p>2 つ目が、刑法の改正に基づくもので、懲役刑と禁錮刑を拘禁刑</p>

<p>水産課 (池田副主査)</p>	<p>にするというものです。第 50 条の「六月以下の懲役」の「懲役」を「拘禁刑」に変更するものです。</p> <p>3つ目が、文言の適正化です。第 50 条や第 51 条において、「者は、」を「場合には、当該違反行為をした者は、」といった変更をするものです。</p> <p>これまでの経過としましては、組合長会議での説明、パブリックコメントの実施を行い、いずれも意見はございませんでした。また、取締機関への説明・協議も行いまして、いずれの関係機関からも特段の意見はないとの回答を得ております。これらを踏まえ、今回大阪海区漁業調整委員会にて諮問をさせていただくものです。</p> <p>今後について、規則改正は農林水産大臣の認可事項でありますので、本日の諮問結果を添え、国への認可申請を行います。同時に庁内手続きを進め、公布・施行を行います。</p> <p>資料を 2 枚戻っていただき、資料 2 - 1 は本委員会への諮問文、資料 2 - 2 は規則の新旧対照表です。</p> <p>説明については、以上です。</p>
<p>今井会長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>ただ今の水産課の説明について、何かご意見・ご質問はございますでしょうか。</p>
<p>各委員</p>	<p>(質疑等なし)</p>
<p>今井会長</p>	<p>特にご質問等が無いようですので、議題 2 については、水産課の案のとおり承認することとしてよろしいでしょうか。</p>
<p>各委員</p>	<p>(異議なし)</p>
<p>今井会長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、水産課の案のとおり承認することとします。</p> <p>事務局から答申案をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>(答申案読み上げ)</p>

(大道書記長)	
今井会長	ただ今の答申案について、何かございませんでしょうか。
各委員	(異議なし)
今井会長	<p>ご異議がないようですので、事務局で答申の手続きをお願いします。</p> <p>それでは、次の議題に入ります。</p> <p>その他として4件あります。</p> <p>まず1つ目が「刺網等漁業に係る委員会指示の検討」について、事務局から説明をお願いします。</p>
水産課 (久保補佐)	<p>事務局の久保です。</p> <p>参考資料3-1をご覧くださいと思います。</p> <p>これまでも北部海域で、刺網等の漁業で事故が多発しているということで、規制をいろいろ考えてきました。刺網の新規許可を漁業権内にとどめるといった措置を取ってきましたが、一向に問題が解決してない。ただ我々も昨年秋頃に沈静化してきたというふうを考えていたので、今回の会議の開催案内を送る段階では議事にあげておらず急遽、その他の項目で説明させていただいています。</p> <p>実はその後、海上保安庁が、大阪保安監部ではなくて、今度は神戸の第五管区保安本部から、直々に連絡あり、秋以降も非常に事故が多発している、悪い言い方すると、網の入れ方に悪意を感じるというようなところまで保安庁が言っています。これはもう至急議論をしてほしいということでした。ご存知の通り、この4月から大阪万博も開催され、海上保安庁の警備も必要になってくるということと、来年には大阪府で全国豊かな海づくり大会が開催されることも控え、海上保安庁の方から海は漁業者のためのものでもあるけども、他にも利用されている方もたくさんいるので、そのあたりをきちんと考えてほしいということで、海区委員会の指示という形でスピード感を出して対処してほしい。4月の万博に間に合わせてほしいというような、意見がありました。急遽、前回同じようなものをお配りした案の形に、ある程度数字も入れた形で、今回は具体的にいろんな文言を付け足した上で、次回の海区委員会3月10日予定の会議で指示を検討いただきたいと思い、資料をお配りしております。</p>

久保補佐

す。

具体的に説明させていただきますと、まず委員会指示の種類といたしましては、前回もお示しいたしましたとおり、刺網等漁業にかかる漁具及び操業場所等の制限についての委員会指示を出す。漁具等の制限ですが、刺網漁業では一応1反というふうに絞らせていただきたいと考えております。その長さでいくと、業者の皆さんにお聞きしたところの1反の長さは、長い方で600mというふうになっておりますので、一般海域で操業される刺網については、600mを超えるものを使用してはならない。それと、おもりで網が流れるようなことがないように固定する。ということもはっきり指示をする。さらに網の上部が水面から5メートルというふうになっています。現実問題として、あまりに沿岸部でしたら5メートルとなると、もう底についてしまいます。ここで5メートルというのは、下に書いております通り、保安庁からこれぐらい下げてもらわないと困るというような表現があったものですから、一応5メートルとしております。

ただ、これについては、今申しました通り、本当に沿岸部で5メートルはできないと考えておりますので、一定その場所については議論が必要かと考えております。

つばす・すずき流網についてもですね、長さはそれぞれ500～600mと、許可条件で定められております。その網の上部についてはサワラ流し網と、同様の形にしてほしいというところで、沖合で流すというか、ある程度の深さのところ流し網をするのであれば、上は5m空けて欲しい、これも海上保安庁からの意見が出ております。指示について、私は3mから2mで案を出したんですけども。一旦5mで議論してほしいというところでした。今この数字を入れさせていただきます。

次3番の操業場所についてですが、これはこれまで通り一般海域で操業する場合は、共同漁業権エリアっていうのは北部の組合さんにはございませんが、他の組合さんの地先に入れるという場合は、その組合さんとの協議をきちんとしての上で、入れていただきたいと、括弧で追加しております。大型船の航路、泉大津航路とか堺泉北航路には入れないというのがこれまで常識と言ったら失礼ですが、当たり前前のルールだったというところなんです。ここで言うのか、別紙で言う、大型船のコースを避けるというのを括弧で入れさせていただきます。

2番について別紙に示す海域で操業する場合にとあり、1枚送っ

久保補佐

て参考資料3の1別紙という形で、見にくい図ですが。これは昨年の夏頃に組合長会議で、堺の海上保安庁の方から、この太線の方でジグザグした形で入っている部分ですが、保安庁から事故多発海域を示していただいたところになります。この中では特にルールを定めてほしいということでした。漁業者の方にお示しするに当たって、形が複雑なもので、A B C D E Fという数字で、細い線で繋いでいますが、少しシンプルにした形で海域をお示ししたらどうかと、委員会指示の段階では考えております。例えばA Fの辺りはあまりに岸に近く、もう少し沖に出してほしいとか、そういうご意見ももちろんあるかと思っております。そのあたりを具体的に議論いただいた後、このポイントの緯度経度を落とした上で、指示を出したいと考えています。ここに示した海域、事故が多発しているこの海域については、特に網は夜に入れるものですから、燈火をつけていただくというところで、サワラ流し網でしていただいている通り、北もしくは東の端に赤色の閃光灯を、南か西の端になる場合は緑の閃光灯をつけるというところです。大型船もしくは一般船舶の航行の多いところでは、こういう燈火による夜間の目印をはっきり明示する。もちろん案ではありますが、ここまで踏み込んでほしいというのも海上保安庁からのご意見でした。単純に燈火だけつけばいいのではなくて、やはり赤と緑で、その両端がわかるようにしてほしいということでした。

4番については、その他ということで、これは委員会指示の魚籠で出している指示で、別紙に示している部分にあるかと思うのですが、それと同じような形で、指示には作りたいと思っております。要は、別紙ということで補足的にご説明なりさせていただく内容として考えてございます。

一つ目ですね、この委員会指示に複数違反した場合は、知事からの命令で許可を取り消すことがある。これはもう一番きつい段階まで来たらこうなりますよというのを少しきつく言わないと止めていただけないのかなというところで、一番きついところの文言はもう初めに別紙で持っていきたいなと考えております。

裏面に行きますと、これはもう許可条件になっております。条件に従って、何の漁業種類かというところと、所属漁協名でどの業者の方が使っているかわかるようにプレートを付けるという、これを徹底していただくことを委員会指示で補足させていただきたいというふうに考えております。

先ほど申しました通り、実は来週、5管本部の方から水産課の方

久保補佐	<p>にこの説明に来られるということになっています。事故が我々の思っていた以上に続いているというところで、繰り返しになりますが、万博とか、豊かな海づくり大会とかを控えて、漁業者の側にも一般船舶に対して気を遣っていただかないといけない部分があるのかなと考えております。できれば次の3月10日に、もう少しきちんとした案の形でお示ししたいと思いますが、ここに書いておりますような内容ですが、ここは緩めてほしいとかいうご意見がございましたら、ご検討させていただきたいと考えてございます。</p> <p>刺し網等の漁業についてのご説明は以上でございます。</p>
今井会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただいまの説明について、何かご意見ご質問ございますでしょうか。</p> <p>指示の期間は日がわかっているのですか。</p>
久保補佐	<p>4月1日からやるのであれば、魚籠と同様に、1年ごとに議論していただいて、事故が鎮静化したら、この厳しい内容からもう少し内容を緩めるとか、そういう検討を1年後にしたいと思っております。今のイメージでは、できれば4月1日から翌年の3月31日という形で考えております。</p>
今井会長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>万博があるから、国の威信をかけて、そういう事故が起こらないように最大のプレッシャーかけてくるのでしょうかね。</p>
久保補佐	<p>夜間も保安庁の船が警備に回るので、その時に刺し網がいっぱい入っていると、思ったコースに入れず、パトロールもできないので、何かあったら困るということで、今まで保安監部の方から大阪府に来られてたんですけども、一段上の5管本部の方から直々に水産課に協力依頼に来週来られるそうです。</p>
今井会長	<p>そうですか。行政としては対応を迫られているんですね。</p>
樋口委員	<p>ちょっと質問いいですか。</p> <p>今、説明してもらったのは、一般海域の話ですね。</p> <p>主に北部ですね。特に燈火をつけることについては、別紙で示した</p>

	<p>エリア、もちろん形が変わると思いますが、この海域について沿岸部で操業する場合とか、共同漁業権内でやる分については従前通りという形で考えていいですか。</p>
樋口委員	<p>前回は質問させてもらったのですが、一般海域でカニ建て網をするんですが、この網は非常に長いのですが、これも 600mということになるんですかね。</p>
久保補佐	<p>この制限海域ですのであれば、今のところは 600mというイメージで考えております。</p>
樋口委員	<p>もう一つあります。網を水面から 5 mということになるんですか。</p>
久保補佐	<p>いや、それはだから共同漁業権内であればこの限りではない。水面に近いところまで浮かしてというのになると、小型の船舶でも事故に繋がるので。そこは常識の範囲というところで、共同漁業権内であれば 5 mという制限は求めない。</p>
樋口委員	<p>もう一つね、今一反、400mから 600mというのは、範囲が大きいですが、一反というのは、100 間（182m）ですよ。</p>
久保補佐	<p>その辺は皆さんにお聞きしたら一反とおっしゃるので、そんなふうに認識しておりました。間違いかもしれませんが、すいません。単位がきちんとわかりませんが、そんなふうに思っていますが、サワラ流し 30 反、許可や指示を出すときは、表現はその下の説明に書かせていただいております。</p> <p>制限等には一反という表現ではなくて、長さ 600mという表現にしたいと思っています。今おっしゃったように私もいろんな方から聞いて、その表現になっています。指示の方には長さを具体的に記入します。</p>
樋口委員	<p>はいわかりました。ありがとうございます。</p>
奥 委員	<p>僕もいいですか。</p>
今井会長	<p>はいどうぞ。</p>

<p>奥 委員</p>	<p>久保さん、この会議だけと違って、裏面のものについてはもう許可条件ですので、全部一緒やね。どこでもプレートが付いていないことが多いじゃないですか。これに対しての取り締まりはどうなっているのですか。</p>
<p>久保補佐</p>	<p>こういう形で指示を出した上は、今後夜間の取り締まりなども大阪府としても検討していきたいと思います。</p>
<p>奥 委員</p>	<p>曳きもの、底引きとかバッチとかに対してだけ、小職（釣り刺し網など小舟でする漁）に対してもそれは徹底してほしい。この海区委員会から外に出している関係のものが結構あるので、それでまたトラブルになったときに、漁業種とか、所属漁協名とか書いていないことがある。そうなったらまたいろんな問題が起きてくるんでね。</p>
<p>久保補佐</p>	<p>その辺は保安庁から我々も、これまで夜間の取り締まりというのがあまりできてなかったんですけども、もちろん先ほども申しましたように、万博等についてもですね、我々も協力というか、そういうところもありますので、取り締まりの方も考えたいとは思っております。</p>
<p>奥 委員</p>	<p>はい。 ありがとうございます。</p>
<p>久保補佐</p>	<p>特に委員会指示というのは直罰ではないので、繰り返し違反があった場合は、会長名で知事に処分の命令を出すようにしていただくという段階です。ただ、その段階についてあまり詳細を述べても伝わりにくいので、先ほど言いましたように、4のところが一番きつい許可の取り消しもあるよというのをお知らせすることで周知したいとは考えています。</p>
<p>奥 委員</p>	<p>一般海域で働くのに限って、弁償とかは個人責任になるのですが、その金額が年々えらい金額になっているそうです。自分らでもやっぱり全然知らんわけじゃないから、そんなもんなんかと。1回問題になったのですよ。その辺を徹底して欲しいなと思います。</p>

久保補佐	<p>今回こういう指示という形で出したら、例えば大型船の会社の方にも指示の内容をお知らせします、そうすると今までは浮いた網を引っ掛けて切っても大型船が全部補償しないといけないということになっていましたが、例えば指示を守ってない場合になると、保険会社さんも 100%支払う必要はなくなってくるかと思うので、あえて厳しい表現で決めていきたいなというふうに考えています。</p>
樋口委員	<p>ここに刺網による水産動物の採捕とありますが、別紙3-1-5の中にはサワラ流しの話も入ってますか。サワラ流しは 400m、600mっていう長さではないですね。</p>
久保補佐	<p>サワラ流しは 3000mとなっているので。サワラ流しは許可条件の通りです。</p>
樋口委員	<p>刺し網を流して許可の内容を超えて操業している人がいます。保安庁とかも、もう動いてきていているし、流し網の邪魔になる。</p>
奥 委員	<p>これだけ許可を守ってないっていうのが増えてきています。こんなに船あったかというぐらい多いです。 元々やってる人がやれないですね。 万博の関連もあり、余計ですね。</p>
久保補佐	<p>厳しくすると言いやすいところもあると思います。できたら4月1日に出せるようにということで、次回ご審議いただきたいと思います。今日は資料の形ではなくて、こんな形ですが、次回は魚籠でお示ししているような形の資料でお示ししたいと考えています。</p>
今井会長	<p>ありがとうございます。 ただ今の説明について、何かご意見、ご質問等はございませんか。</p>
各委員	<p>(質疑等なし)</p>
今井会長	<p>ないようですので、水産課の方で、関係者との調整の上、進めていただきますようお願いします。 続いて、2つ目、「漁業権の変更要望」について、水産課から説明をお願いします。</p>

水産課  
(久保補佐)

(「漁業権の変更希望」について説明)

久保です。次は水産課の立場でご説明させていただきます。資料3-2-2からまず見ていただきたいと思います。2-2の方に1月21日付で、尾崎漁協から漁場計画の変更の要望が出されています。その具体的な内容は2-3の方にございます。

表の中で縦の2列目原稿と書いてございますけれども、現在共同漁業権として尾崎の組合さんの共第17号についてですが、第1共同要件として、アサリ、エムシ、オゴノリ、テングサの4種類について、この共同漁業権の区域の中で対象としております。これについて横に要望とございますが、今申しました漁業用種類に加え、アワビ、サザエ、カキ、ガンガラ、トコブシの5種類の漁業を増やしたいというところでございます。要望理由というのは組合さんから収入向上を目的として、とれる漁種を増やすというふうに、簡単には書かれていますが、具体的に言いますと、例えばカキでしたら、今後、養殖等で種苗も大事にしていけないといけないうちで、漁業権の対象として天然物の価値も守っていきたいというようなところなんです。あとは、ここに書いておられる通り、皆さんご存知の通り、全体的に漁獲が低下している中で、そこにある水産資源を有効に業者の方が優先的に取るために、漁業権の対象としておく必要があるというようなこととございます。5種類について期間の途中ですが特に変更したいという要望が出てまいりました。

これを受けまして、本来でしたら素案という形でご審議いただかないといけないのですが、要望が出てきたのが通知を送らせていただいた後で、協議をさせていただいた関係がございまして、次回に最終的に素案としてご審議いただくこととなります。参考資料3-2-1を見ていただきますと、この変更計画というところで、2枚目の表側に一番上に共第17号現行と書いているのが現在の漁場計画になっております。この裏面を見ていただきますと、先ほど言いました通り、漁業種類で、第一種共同漁業として、カキ、アワビ、サザエ、ガンガラ、トコブシの5種類。営漁期間としては、1月1日から12月31日まで、いわゆる通年でさせてほしいという漁場計画です。何も問題ないようでしたら、これで漁場計画の変更という

久保補佐	<p>のを進めていきたいと考えてございます。</p> <p>次回ですね、ご審議いただきましたら、このページ3番で免許予定日となっておりますけども、これは他の要件と同じです。タイミングを合わすため、最終的に漁業権の免許を予定しておりますのは、今年度令和7年9月1日からということになります。飛んで5番目なのですが存続期間といたしましては、現行の17号の存続期間が平成30年9月1日から令和10年の8月31日までとなっておりますので、今回変更した部分についても、この期間を踏襲するということで、残期間について、まずは短期免許という形になります。繰り返しになりますが、これについても審議は次回3月10日をお願いしたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。</p>
今井会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>ただ今の説明について、何かご意見、ご質問等はございませんか。</p>
各委員	<p>(質疑等なし)</p>
今井会長	<p>ないようですので、水産課の方で、手続きを進めていただきますようお願いいたします。</p> <p>続いて、3つ目、「豊かな海づくりプランの策定」について、水産課から説明をお願いします。</p>
水産課 (福原総括主査)	<p>(「豊かな海づくりプランの策定」について説明)</p> <p>福原です。それでは、大阪府の豊かな海づくりプランについて説明いたします。</p> <p>資料は、参考資料3-3-1と2です。参考資料3-3-1の概要版を用いて説明します。大阪府における水産業の振興に関する政策を総合的かつ計画的に実施するための行動計画です。豊かな海づくりプランを策定し、多くのことを行っております。現行プランは平成27年に策定したものが今行なわれていまして、令和2年に中間見直しを行った上で、今年度が最終年度になっております。そのため、水産業を取り巻く環境の変化を踏まえ水産業の持続的な発展</p>

福原総括主査

に向けた振興策などを取りまとめた次期プランの承認を取っております。

今回その改正素案をご説明させていただきます。なお本改正等につきましては、先週2月7日より府民への意見募集を行っております。それでは改正案につきまして概要を説明します。

基本目標と期間を示します。基本目標として、豊かな漁場環境の創出と浜が活気づく新たな都市型漁業の実現、こちらをコンセプトとして進めたいと考えております。期間は、令和7年から令和16年までの10年間、毎年進捗管理を行っていきます。5年をめどに中間見直しをする予定にしております。

それでは資料の左の列から、水産業の現状の課題、環境の変化を課題としております。それから、全国的な状況、大阪府における状況、漁業者の意見、前プランからの課題と整理しています。左側1番上の全国的な状況では、底魚などの漁獲量の減少、漁業者の減少、また海業や資源管理についての業種、漁業法の改正などがある状況があります。その下、大阪府における状況については栄養塩類の偏在減少、万博などの大規模イベントが開催されること、南海トラフ地震の対策など。漁業者の主な意見として、魚価のアップや魚の付加価値の向上が重要である。

漁獲量が減っているのも、海業などの新規事業を行う必要があるなどがありました。その下で前プランからの課題としまして、大阪の魚介類を食べた経験がない。漁港への来場者が少ないといった声などがあります。これらの課題を受け、真ん中の列、そして右の列へと進んでいきます。

水産業の成長産業化などの4つの視点に整理をしまして、右側4項目の取り組みの方向を掲げております。取り組みの政策はプラン全体で31項目、個別の政策を記載しておりますが、右の政策の方には、主な政策として抜粋したものを記載しております。数字についてはプラン1の方で、政策の31番までの番号を打っており、まず取り組みの方向として、大阪の水産業の成長産業化を掲げております。

さらに括弧1から括弧3にカテゴリーを掲載しております。

括弧1につきましては、漁獲量の向上に資する取り組みというこ

福原総括主査	<p>とで、具体的な政策としましては、藻場ブロックによる漁協の整備であるとか、新たな海面養殖の展開などを推進していくこととしています。</p> <p>括弧2では獲れた魚を売っていくということを中心に、大阪漁業の競争力に資する取り組みを行うとしており、ECサイトなどでの鮮魚の販売というといったICTを活用した効率的な販売を記載しています。括弧3ではビジネスや陸上養殖などの活性化に資する取り組みということで、賑わいを生むための推進を活用した遊休地を利用した陸上養殖の推進に取り組みます。</p> <p>取り組みの方向として、大阪湾の豊かな環境の保全、再生、創出としまして、主に環境面に対する取り組みを記載しております。こちらには、具体的な政策としてブルーカーボン生態系の創出など、また栄養塩管理などのブルーオーシャンビジョンの実現に向けたゴミ対策に取り組みます。</p> <p>取り組み方向3として、府民に対する政策となります。府民への海の恵みの提供として、豊かな海づくり大会を契機とした大阪漁業の魅力の発信や大阪産（もん）水産物の認知度向上。</p> <p>取り組みの方向4は漁港や水産物の安全対策について、防潮堤の遠隔操作化の検討などの漁港の整備対策などを、本プランでは、数値目標、成果指標に設定しています。主なものを記載しています。下段にキャリアの数値目標がありますが、本プランに基づき、施策を推進実施する上での目標とする。</p> <p>右側の成果指標について各政策を推進した結果どのように変化したかというものを語る指標として、左側の数値目標については各政策に関連し、例えば藻場の造成面積や運用の新規取り組み事業数などを設定。右側の成果指標については、実績基準、年実績を10%アップ、養殖生産量は実績基準で1%アップを考えています。</p>
今井会長	<p>大阪府豊かな海づくりプラン素案の説明について、何かご意見、気づいたこと等、ご質問とかございますでしょうか。</p>
田中委員	<p>いろいろ儲かるかということをいろいろ考えたときに、やはり今の青空市場みたいなものというのは、具体的な取り組みでお客さん</p>

	<p>にどれだけ来てもらえるかが、一番効いてくるのではないかと思うのですが。なんかそんなので、いろんな状況でやっているのだけでも、いろんな工夫していると思います。幹部になるような人あるいは実際に店で働いている人、何か研修会とかなんかそんな、どういったらいいか接客業のパワーのアップみたいな、なんかそんなのって考えていますか。</p>
福原総括主査	<p>海業については領域3の13ですが、この推進という形で、既存の運用についてもそうですが、新たな海業を推進していくために海業に関する研修会とか、実施するための協議会を作るような形で進めるケースが多いかなと思います。その時に海業を運営していくための体制などについても検討する。</p>
今井会長	<p>今13って言われたけど、どっちかというとなんか10番の方が、何かそれを出しているような感じですね。</p>
福原総括主査	<p>そうですね。この施策はやはり切り分けられるものではなく、いくつかの形があるような事業も考えています。今言われたような人材育成なども関わってくると思います。</p> <p>この事業の費用などの強化について、事業体も、人材育成などが進むように考えていきます。</p>
今井会長	<p>他に何かありますか、どうぞ。</p>
田中委員	<p>いろんな施策があり、国から50%補助というのがほとんど基本ですけれども。大阪府全体の問題ですが、他の部分の予算として、他府県ではプラスなんぼとか出るけど大阪は以前の感じで全部カットされた状況があります。大阪府全体の問題ではあると思いますが。なかなか半分補助でいろんなことやるのは非常に事業者にとって大変なんです。そういうのをいろいろやる時に、今後大阪府の予算として余裕があれば、そういうのも徐々に認めていただけたら、もっとやりやすいと思います。いろんな民間の力を借りるのも当然ですし、民間の力を借り過ぎたら、漁業者が自由にできんというよう</p>

	<p>な問題も今後起こってくると思うので、その辺も含めて今後の府全体の課題としますけども。我々もそういうの大奮発してほしいという要望があるので、よろしくお願いします。</p>
福原総括主査	<p>わかりました。現時点でお伝えできるものはないのですが、意見があったということは伺っておきます。</p>
鍋島専門員	<p>はい、いいですか。</p>
今井会長	<p>はいどうぞ。</p>
鍋島専門員	<p>養殖生産量で 520 t を目標としているのは、牡蠣の養殖とかですか。今わかめ、ノリなども養殖していますが、その他にはどういうふうなことを考えてられますか。</p>
福原総括主査	<p>基本的には現状今ざっくりとしまして、カキ、藻類の養殖が挙げられていますが、令和5年から国の統計ではないですけども、水産庁で陸上養殖の届け出が始まっております、こちらを加味して考えています。</p>
鍋島専門員	<p>陸上養殖ではヒラメとかニジマス海水を使って陸上で養殖されています。</p>
福原総括主査	<p>そういうことをもっと推進していくのもあるので、数量としてはまだ少ないので、これが増えていくようなことを考えていきます。</p>
鍋島専門員	<p>大阪湾の北の方は夏の水質に問題があります。例えば夏場の水質が悪いときに、水質を調整したり、有毒有害プランクトンとかが発生したときには、それをろ過して除去し、漁獲してきた魚を生きたまま売れるような施設を作るとかが必要ではと思うんですけども。そういうことができるのですか。</p>
福原総括主査	<p>各場所で適する養殖生産物というのがいろいろ変わってくるか</p>

	<p>と思いますので、そのあたりは各所で適したものを採用するとか、実際の養殖技術について、水産技術センターの方に指導を受けるとかしていただきまして。</p>
田中委員	<p>よろしいですか、カキの生産量ですが、直接聞かれていないようで、統計的に調べていないように思うのですが。</p>
福原総括主査	<p>そうですね。近畿農政局の方に漁獲高などの報告も考えております。海面養殖について数量が統計上出てくるので、大阪府については確かにカキとして切り分けた数量になっていないと思います。カキとしての数量ではなく、二枚貝の養殖となっています。</p>
田中委員	<p>正確な数字は全然出てないので、今後どういうふうにするのか。今年は10数トンできていると思うんですけども。</p> <p>仮に別にするというのもあるので、かなり数字が目立ちにくいですよ。サイズが小さかったら、もう1年かかることもあるし、それをどういうふうに報告するか。売ったものの数量だけを報告するのかわゆるいのも含めて検討しないと。</p>
福原総括主査	<p>一応、近畿農政局への報告の方には、水揚げ量で、実際に翌年に持ち越したものは数量として計上されないと思います。今牡蠣としての切り分けはないのでその他とまとめられた数量ではあるのですが。</p>
今井会長	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>水あげで報告できそうですね。</p>
田中委員	<p>どうなんですかね。どこまで綺麗に全部報告できるのか。牡蠣小屋で売って報告するのか、なかなか難しいですね。</p> <p>大変大体しかできんから。</p>
今井会長	<p>はい他によろしいでしょうか。</p> <p>はい。ありがとうございます。</p>

	<p>それでは大体質問が出てきてしまったようですので、水産課の方で手続きを進めていただきたいと思います。</p>
今井会長	<p>ありがとうございます。 ただ今の説明について、何かご意見、ご質問等はございませんか。</p>
各委員	<p>(質疑等なし)</p>
今井会長	<p>ないようですので、水産課の方で、手続きを進めていただきますようお願いします。 続いて、4つ目、「大阪府における 2025 年漁期のイカナゴ調査結果」についてです。水産技術センターから報告をお願いします。</p>
水産技術センター (木村主任研究員)	<p>(「大阪府における 2025 年漁期のイカナゴ調査結果」について説明)</p> <p>水産技術センター 木村です。 2025 年のいかなごの調査結果についてご紹介したいと思います。 1月から計3回調査を行っています。全てをまとめたデータというのはまだ公表しておりませんので、配布資料はございません。ここでの情報とさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。</p> <p>来週明けに漁業者との会議もありますし、その後すぐに予報文として公表します。今しばらく未公表として扱わせていただきたいと思います。</p> <p>ご存知の方も多いかもかもしれませんが、大阪湾のイカナゴの簡単な生態についてご紹介いたします。産卵期としては大体年末から正月ぐらいかけて行われます。黄色で示した海域が産卵する場所です。特徴的な形態として、砂の中に潜って眠りますが、そういった場所がこの黄色で示したエリアです。ここで夏を過ごし、年末年始にかけて産卵し、それがある程度大きくなった段階で漁獲します。国内におけるイカナゴの漁獲量の推移ですが、2010 年前後から漁獲量の減少が激しく、2015 年頃から急激に落ち込んで低迷しています。昨年 2024 年に関しましては大阪湾は2年連続休漁という措置を取っ</p>

水産技術センター  
(木村主任研究員)

ています。播磨は1日だけ出漁した。これまでの経緯を見ても非常に厳しい状況となっています。

1月から2月にかけて調査を行っております。このデータを用いて、今年はいくら資源量が見込まれますというふうな内容で発表する。この結果を用いて、大阪と兵庫県の漁師さんにより検討が行われます。試験結果を用いて、いつ初めて終わるかが決定されるスケジュールとなっています。我々が行っている調査風景で、このようなネットでイカナゴの仔魚を採集している。

この調査に加え環境条件や、兵庫県が実施している親魚の量、産卵時期の情報を加味して、先ほど申し上げた漁況通報を発行しています。

ここから今年の結果ですが、まず環境条件、今年と昨年と平年を示したグラフ、卵稚仔を運ぶ西風がどれだけ吹いたかというグラフです。

水温は昨年の中旬頃からガクッと下がり、平年よりも低い良い状態で推移をしている。産卵の多くは播磨灘で、西風の強さは西風が吹けば入ってくる大阪湾内の資源量を図る上で非常に重要な数値となっています。

こちらの結果から見ると、大阪湾への資源の加入というのは、良かったと推察されます。続いて産卵場における親の密度を産卵期の兵庫県の水産技術センターの調査結果で、今年と昨年のイカナゴの親の全長組成を見ると、フルセという2歳以上の大型魚（昨年生まれたもの）です。今年はこのフルセがほとんど出てこなかった。そして、密度自体も昨年よりもさらに下回った。産卵量指数という産卵量を数値化したものは平年大体3という数字が出るんですが、昨年は0.17で今年はいくらとなり、自主休漁となった昨年よりもさらに低い値となっております。過去から見ても、もうワーストに近い結果が出ています。

3回の調査結果をお示しします。

1回目の調査を1月上旬に行い、1件当たりの平均日数としては昨年とほぼ同じぐらいでした。明石海峡では例年シーズン序盤によく取れるエリアになるので、西風に乗って播磨の方から流れてきたものが採集された。

<p>水産技術センター (木村主任研究員)</p>	<p>2回目の調査では1点あたりの平均はこれも昨年とほぼ同じぐらいです。</p> <p>3回目の調査は1月31日で、イカナゴはかなり成長しボンゴネットでも取れなくなる時期なので、数としては非常に少なくなるんですが、今年もほぼほぼ取れない結果になった。イカナゴの大きさを示したグラフは1月上旬1回目の調査と1月中旬2回目の調査のグラフになっております。これを見ますと、どちらも、大きさは昨年とほぼ同じとなっている。これらの結果から来週発表する予報文の中では、資源量としては不漁が続く近年中でも過去最低のレベルであろうと。そして、昨年は休漁したのですが、それより下回るのはないかと予測を立てています。新子の大きさは平年並みから昨年より大きい程度と予測しております。雰囲気的には今年も休漁を前提にして議論が進むのではないかというふうな情報が耳には入ってきております。</p> <p>なお播磨の方は現時点では情報が入ってきていない状況になっています。</p> <p>最後に播磨から備讃瀬戸、岡山から香川エリアでは国の研究機関が同様の資料調査を行っており、ここ数年壊滅的な状況になっているとっています。ここでの新子が播磨に流れるのですが、少ないと播磨で取れないことになる。そうなると、播磨の方でも休漁というふうな話が出てくるのではないかと、いうふうに我々は考えているところですが、蓋を開けてみないとちょっとわからないということです。</p>
<p>今井会長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>ただ今の水産技術センターの説明について、何かご意見・ご質問はございますでしょうか。</p>
<p>今井会長</p>	<p>兵庫県の西川さんは、動物プランクトンを調べてますね。大阪もそういうデータが少しはあるのかな。</p>
<p>木村研究員</p>	<p>大阪湾で西川さんほどデータをとっている人はなく、西川さんの方で大阪湾の情報もキャッチしておられますので、基本的にそちら</p>

	<p>の状況を伺いながらやるという形です。</p>
今井会長	<p>海に栄養がないから体力がなく、死ぬ親が多いのか、育たん。 西はシラスもあかん。今までこんなことなかった。</p>
田中委員	<p>マイワシ平子は神奈川県とか東で資源が増えている。何でこんなことになったんですかね。</p>
木村研究員	<p>北の方では結構取れたりしています。昔は大回遊をして、薩摩の方に産卵場があったりして、南の方でも漁獲されたんですが、北の方に寄ってる感じです。北海道とかで馬鹿獲れしているなどといった情報を聞きます。</p>
田中委員	<p>大阪湾に近づいてくれたらいいのに。</p>
今井会長	<p>特にご質問等が無いようですので、本日の議事等はこれですべて終了しました。 他に何かご意見や事務局から連絡事項等はございませんか。</p>
事務局 (大道書記長)	<p>次回の開催日については、3月10日(月曜日)を予定しています。当日は、最後の委員会ということで、懇親会をさせていただきますと考えています。ご都合会う方は、ぜひご参加いただきますようお願いいたします。</p> <p>事務局からは以上です。</p>
今井会長	<p>ありがとうございます。 これもちまして、本日の委員会を閉会させていただきます。 本日はお疲れ様でした。</p>